

平成29年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	1件
条例改正案件	11件
単行案件	2件
補正予算案件	1件
予算案件	10件
計	25件

《条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、養子縁組里親について法制化されたことから、美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。(第5条の3第1項及び第4項関係)

●施行期日 平成29年4月1日

◆美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲などを改めるほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、養子縁組里親について法制化されたことから、美唄市職員の育児休業等に関する条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

【第1条関係】

- (1) 育児休業の対象となる特別養子縁組の監護期間中の子等に準ずる者を、養子縁組が親等の意に反するため養育里親となっている職員に委託されている児童とする。(第2条の2関係)
- (2) 育児休業の承認について、特別の事情に係る規定を整理したほか、再度の育児休業をすることができる場合に、取消しの事由となった承認に係

る特別養子縁組等が成立しなかった場合を加える。（第3条第1号及び第2号関係）

(3) 育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る規定を整理したほか、1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる場合について、取消しの事由となった承認に係る特別養子縁組等が成立しなかった場合を加える。（第11条第1号及び第2号関係）

(4) 部分休業を行うことができる時間から、新たに介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減ずることとする。（第20条第2項関係）

【第2条関係】

(1) 「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。（第2条の2関係）

●施行期日 第1条の規定は公布の日

第2条の規定は平成29年4月1日

◆美唄市給与条例等の一部改正の件

職員給与の独自削減終了に伴い、独自削減中には適用しないこととしていた、平成22年人事院勧告に基づく「55歳を超える職員(医療職給料表(一)及び5級以下の職員を除く)の給与の減額」について適用する旨の改正のほか、勤勉手当の支給割合について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

【第1条関係】

(1) 勤勉手当支給割合に係る改正

「100分の90」を「100分の85」に改める。（第36条の4第2項第1号関係）

【第2条関係】

(1) 55歳を超える職員(医療職給料表(一)及び5級以下の職員を除く)の給与の支給に係る改正

「当分の間」を「平成29年3月31日までの間」に改める。（美唄市給与条例の一部を改正する条例(平成22年条例第34号)の改正附則第2項関係）

●施行期日 平成29年4月1日

〈単行案件〉

◆財政調整基金の一部積立て停止の件

美唄市財政調整基金条例(昭和35年条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、財政事情により、毎年度地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額の100分の1を下らない金額の積立てを停止する。

平成28年度基準財政需要額 × 1/100

7,858,338千円 × 1/100 ÷ 78,584千円

(市 民 部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市税条例等の一部改正の件

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成28年政令第360号)が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

【第1条関係】

(1) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る改正

個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長(附則第12条の3の2関係)

【第2条関係】

・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成28年条例第25号)の一部を地方税法等の改正に伴い改正するもの。

(1) 法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う規定の整備(第21条、第34条、第82条から第85条まで、第87条、第89条から第93条まで、附則第23条の2から附則第23条の6まで関係)

(2) 軽自動車税の税率に係る改正

軽自動車税のグリーン化特例の1年延長(附則第22条の4の3関係)

●施行期日 公布の日

(保健福祉部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市病児保育施設条例制定の件

病気やけがにより通常の保育施設での集団保育が困難な幼児の一時保育を実施し、保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、病児保育施設を設置することから新たに条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 保育時間及び休所日

第4条 対象児童及び定員

第5条 利用手続

第6条 保育の制限

第7条 費用

第8条 委任

●施行期日 平成29年4月1日

〈条例改正案件〉

◆美唄市へき地保育所条例の一部改正の件

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が公布されたことにより、情緒障害児短期治療施設の名称を変更するとともに、低所得者世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯について多子軽減に伴う多子計算の年齢制限が撤廃されたことにより保育料を改定することから、美唄市へき地保育所条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・第5条第2項第1号中の「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。
- ・保育料表別表第1中の3歳以上児のC4、C5、C6階層を24,620円に、3歳未満児のC6階層を51,960円に改める。(第5条関係)
- ・保育料表別表第2中の3歳以上児のC1、C2階層を3,000円に、3歳未満児のC1、C2階層を4,500円に改める。(第5条関係)
- ・別表第3中の「課税所得額」を「所得割課税額」に改正し、非課税世帯の場合の調整表を新設する。(第5条関係)

●施行期日 平成29年4月1日

◆美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)が公布され、第5条の規定による改正により、介護保険法第115条の46の引用条項に変更があったことから必要な改正を行うとともに、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)が公布され、主任介護支援専門員更新研修の規定が新設されたことに伴い、条例中に規定する主任介護支援専門員の要件の追加及び引用条項を変更するため必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・介護保険法の引用条項の改正(第1条関係)
- ・介護保険法施行規則の引用条項の改正(第4条関係)
- ・地域包括支援センターが担当区域に置く主任介護支援専門員の要件の追加(第4条関係)

●施行期日 公布の日

◆美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の一部の施行及び介護保険法等の規定に基づき、指定地域密着型サービス等の事業の基準等を定めている厚生労働省令が改正されたことに伴い必要な改正を行うもの。

<改正内容>

①地域密着型通所介護【基準の創設】

利用定員（事業所において同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限）が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、地域密着型サービスに位置付けられたことにより、基準の創設を行う。（第59条の2から第59条の20まで関係）

②指定療養通所介護【基準の創設】

小規模な通所介護事業所同様に、利用定員が9人以下の療養通所介護事業所も、地域密着型サービスに位置付けられたため、地域密着型通所介護と同旨の基準の創設を行う。（第59条の21から第59条の38まで関係）

③看護小規模多機能型居宅介護【サービス名称変更に伴う改正】

「複合型サービス」（「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービス）では、提供するサービス内容がわかりにくいとの指摘から名称が変更されたことに伴う改正。（第9章関係）

④その他【改正及び修正】

上記ほかの介護保険法の引用条項の変更及び基準省令の変更による改正等。（第6条他関係）

《基準についての考え方》

国の基準を参酌した結果、美唄市が国を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められないと考え、国の基準を引き続き採用することとする。

●施行期日 公布の日

◆美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の一部の施行及び介護保険法等の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス等の事業の基準等を定めている厚生労働省令が改正されたことに伴い必要な改正を行うもの。

<改正内容>

①介護予防認知症対応型通所介護

設備等備品等（第7条関係）、従業員の員数等（第8条関係）、登録定員及び利用定員（第9条関係）、事故発生時の対応（第37条関係）、記録の整備（第40条関係）

②介護予防小規模多機能型居宅介護

従業員の員数等（第44条関係）、管理者（第45条関係）、登録定員及び利用定員（第47条関係）、居宅機能を担う併施設等への入居（第63条関係）、記録の整備（第64条関係）、準用（第65条関係）、基本的取扱（第

66条関係)

③介護予防認知症対応型共同生活介護

基本方針（第70条関係）、設備及び備品等（第74条関係）、記録の整備（第85条関係）、準用（第86条関係）

《基準についての考え方》

国の基準を参酌した結果、美唄市が国を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められないと考え、国の基準を引き続き採用することとする。

●施行期日 公布の日

（経 済 部）

〈単行案件〉

◆分収造林契約における造林費負担三者契約への変更の件

国立研究開発法人森林総合研究所と契約している分収造林契約について、契約相手方を追加し、持分譲渡による収益分収割合の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

＜契約変更内容＞

分収造林契約（費用負担二者契約）を、そらち森林組合を造林義務者とする費用負担三者契約へ変更し、収益分収割合も以下のとおり変更する。

（1）持分譲渡しようとする造林地の土地の表示

一の沢 1・2・3・4 団地

美唄市字一の沢 3321 番 3 他 11 筆

（2）持分譲渡の相手方の住所及び氏名

樺戸郡新十津川町字中央 302 番地 1

そらち森林組合 代表理事組合長職務代理者 副組合長 三谷純一

※平成 29 年 2 月 27 日 新代表理事組合長選出予定（同日就任予定）

（3）収益分収割合

美唄市 50%

国立研究開発法人森林総合研究所 40%

そらち森林組合 10%

【参考】収益分収割合に基づくそらち森林組合の持分評価額 49,966,367 円

（経済部・都市整備部）

〈条例改正案件〉

◆美唄市手数料徴収条例の一部改正の件

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）、北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）に基づく採取計画の認可等の事務について、平成 25 年 4 月 1 日に北海道より権限移譲

されたことに伴い、これらの認可等の審査に係る手数料を新設するため必要な改正を行うもの。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に伴い、新築、増改築及び省エネ改修等を行う際、省エネ基準に適合させる場合に、容積率の特例を受けられる性能向上計画の認定制度が創設されたこと、また既存建築物については、省エネ基準に適合している旨の表示をすることができる消費性能基準適合認定制度が創設されたことから、これらの認定事務に係る手数料を新設するとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 25 号）が施行されたことに伴い、当該法律の題名の一部を改正するため必要な改正を行うもの。

<改正内容>

【第1条関係】

- (1) 岩石採取計画認可申請等の審査事務に係る手数料を新設する。なお、手数料の額については、北海道経済部手数料条例（平成12年条例第15号）に定められている金額と同額の手数料を定める。（別表第10関係）
- (2) 砂利採取計画認可申請等の審査事務に係る手数料を新設する。なお、手数料の額については、北海道経済部手数料条例（平成12年条例第15号）に定められている金額と同額の手数料を定める。（別表第11関係）
- (3) 別表第8中の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

【第2条関係】

- (1) 建築物エネルギー消費性能計画等の認定事務に係る手数料を新設する。なお、手数料の額については、北海道建設部手数料条例（平成 12 年条例第 23 号）に定められている金額と同額の手数料を定める。（別表第 9 関係）

- 施行期日 第1条の規定は公布の日
第2条の規定は平成29年4月1日

（教育委員会）

〈条例改正案件〉

◆美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件

中央小学校区放課後児童施設について、近年、利用者の増加傾向が続き、現定員を超える申し込みが見込まれるため必要な改正を行うもの。

<改正内容>

- ・第2条表中の中央小学校区放課後児童施設の入所定員について、「70名」を「80名」に改める。

- 施行期日 平成29年4月1日

(市立美唄病院)

〈条例改正案件〉

◆市立美唄病院条例の一部改正の件

市立美唄病院のリハビリ部門では、理学療法士が運動療法や物理療法を行い、身体機能の改善を図る「理学療法」を中心に機能回復訓練を行っているほか、作業療法士が日常生活における諸動作の自立を指導する「作業療法」も新たに開始したところであり、心・身の障がいに対しては、様々なアプローチでリハビリテーションが行われていることから、市立美唄病院条例中の医療技術部の分掌について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・第２条第２項第２号中の「理学療法」を「リハビリテーション」に改める。

●施行期日 平成29年4月1日

《補正予算案件》

(総 務 部)

◆平成28年度美唄市一般会計補正予算(第6号)

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

◆平成29年度美唄市一般会計予算

◆平成29年度美唄市民バス会計予算

◆平成29年度美唄市国民健康保険会計予算

◆平成29年度美唄市下水道会計予算

◆平成29年度美唄市介護保険会計予算

◆平成29年度美唄市介護サービス事業会計予算

◆平成29年度美唄市後期高齢者医療会計予算

◆平成29年度市立美唄病院事業会計予算

◆平成29年度美唄市水道事業会計予算

◆平成29年度美唄市工業用水道事業会計予算

日程(予定)

2月17日(金) 経営会議

18日(土)

19日(日)

20日(月)

21日(火)

22日(水)

23日(木)

24日(金)

25日(土)

26日(日)

27日(月)

28日(火)

3月1日(水)

2日(木)

3日(金)

4日(土)

5日(日)

6日(月)

7日(火)

8日(水)

9日(木)

10日(金)

11日(土)

12日(日)

13日(月)

14日(火)

15日(水)

16日(木)

17日(金)

18日(土)

19日(日)

20日(月)

21日(火)

22日(水)